

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果16万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月1日から同年9月1日まで

A事業所での給与は、平成20年4月から15万5,000円に上がっており、同年7月から標準報酬月額16万円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は、当初13万4,000円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月に13万4,000円から16万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（16万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13万4,000円）となっているが、A事業所から提出された20年の賃金台帳から、申立期間において、標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成19年8月14日は46万円、20年8月13日は43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年8月14日
② 平成20年8月13日

年金事務所の社会保険総合調査において、申立期間の賞与支払届が未提出であることが判明したため、会社は賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった給料台帳から、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、給料台帳において確認できる賞与額から、平成19年8月14日は46万円、20年8月13日は43万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納

付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成19年8月14日は43万円、20年8月13日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年8月14日
② 平成20年8月13日

年金事務所の社会保険総合調査において、申立期間の賞与支払届が未提出であることが判明したため、会社は賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった給料台帳から、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、給料台帳において確認できる賞与額から、平成19年8月14日は43万円、20年8月13日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納

付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成19年8月14日は37万円、20年8月13日は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月14日
② 平成20年8月13日

年金事務所の社会保険総合調査において、申立期間の賞与支払届が未提出であることが判明したため、会社は賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった給料台帳から、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、給料台帳において確認できる賞与額から、平成19年8月14日は37万円、20年8月13日は34万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納

付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成19年8月14日は32万円、20年8月13日は31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年8月14日
② 平成20年8月13日

年金事務所の社会保険総合調査において、申立期間の賞与支払届が未提出であることが判明したため、会社は賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった給料台帳から、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、給料台帳において確認できる賞与額から、平成19年8月14日は32万円、20年8月13日は31万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納

付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成19年8月14日は36万円、20年8月13日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月14日
② 平成20年8月13日

年金事務所の社会保険総合調査において、申立期間の賞与支払届が未提出であることが判明したため、会社は賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった給料台帳から、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、給料台帳において確認できる賞与額から、平成19年8月14日は36万円、20年8月13日は33万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納

付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成19年8月14日は28万円、20年8月13日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月14日
② 平成20年8月13日

年金事務所の社会保険総合調査において、申立期間の賞与支払届が未提出であることが判明したため、会社は賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった給料台帳から、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、給料台帳において確認できる賞与額から、平成19年8月14日は28万円、20年8月13日は26万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納

付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月頃から53年頃まで
記憶ははっきりしないが、A有限会社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び事業主の回答から、申立人が申立期間当時にA有限会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、前述の同僚の証言及び事業主の回答からは、申立人の勤務期間を特定することはできず、雇用保険の加入記録が確認できた同僚7人の厚生年金保険と雇用保険の加入記録は一致していることから、A有限会社では、厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させる取扱いであったと考えられるところ、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、当時の代表取締役からは、「申立人の雇用形態は臨時工だった。臨時の者は厚生年金保険に加入させない。」旨の回答を得ていることに加え、事務担当者からも、「当時、給与計算をしていたが、パートやアルバイトの臨時社員は（厚生年金保険に）加入していなかった。申立人は臨時社員で働いていたと聞いているので、正社員でなければ当然（厚生年金保険の）加入記録は無いと思う。」旨の回答を得ていることから、A有限会社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしておらず、申立人は、厚生年金保険に加入する取扱いの従業員ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人を記憶している前述の同僚は、「申立人とは一緒に同じ仕事をしてしたが、私とは雇用形態が違ったはずであり、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

加えて、A有限会社は、「申立人は軽作業をしていたと思われる。しかし、

書類上、申立人の名前は一切残っていないので、詳しいことは不明。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認できない上、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案849

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から36年11月1日まで

株式会社Aには9年くらい勤めていたが、倒産したため退社した。当時は独身で、会社からは退職金の説明をしてもらった記憶も、退職金をもらった記憶も無い。当時は親と一緒に生活をしていた。

申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給決定に係る標準報酬月額記録を厚生省（当時）から、当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和36年11月1日）から約8か月後の昭和37年6月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人は受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月4日から同年11月10日まで

私は、昭和54年と55年に、A担当としてB株式会社の現場事務所で働いていた。55年6月1日から同年12月17日までの厚生年金保険の加入記録があるのに、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、B株式会社の現場事務所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間後のB株式会社における、申立人の厚生年金保険の加入記録(昭和55年6月1日取得から同年12月17日喪失まで)は、雇用保険の加入記録と一致していることが確認できるところ、申立期間については雇用保険の加入記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の記号番号「*」は、昭和55年6月10日に同社で被保険者資格を取得する際に払い出されており、同払出簿に記載されている資格取得年月日(昭和55年6月1日)は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立人の妻が記憶していた同僚二人についてオンライン記録で確認したところ、B株式会社における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、B株式会社は、昭和61年3月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に

係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができず、健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。